

会計事務規程

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県臨床検査技師会（以下本会という）定款第 42 条に基づいて、資産及び会計の取扱いに関し定める。

(資産の管理)

第 2 条 資産の管理にかかわる会務は、本会組織運営規程に定める会計部の部長（以下「会計部長」）が会長の指示のもとにこれを行う。

(会計経理)

第 3 条 会計経理の管理は、会計部長が行う。

(帳簿等)

第 4 条 本会には、定款に定めるものの他に、最小限、つぎの簿冊を備えなければならない。

- (1) 入出金伝票、あるいは現金出納簿
- (2) 総鑑定元帳
- (3) 証拠書類
- (4) 物品関係明細簿

(資産の保管)

第 5 条 本会保管の現金は、必要最小限とし、その他は、しかるべき金融機関において保管するものとする。

(支出の権限)

第 6 条 経費の支出の権限は、次に定めるところによる。

一 理事会の承認が必要なもの

- (1) 一回の支出額が 10 万円を超える場合
- (2) 科目の流用
- (3) 予備費からの 5 万円以上の支出

二 前号に該当しない場合、及びあらかじめ定められているものについては、会計部長の決裁による。

2 前項第 1 号の規程にかかわらず、緊急を要する場合は、会長の決裁により支出することが出来るものとする。

(収入)

第 7 条 現金又は、小切手等による収入があった時は、領収書を発行しその控えを保管しなければならない。

(支出)

第 8 条 支出する場合は、原則として請求書を徴するものとする。

2 前項による請求書を受領した時はその支弁を速やかに行うとともに支出科目を決定し、その領収書を保管しなければならない。

(決算事務)

第 9 条 年度収支の出納に関する会計事務は、4 月末日までに終了しなければならない。

(中間監査)

第 10 条 定款 40 条に定める年度終了の監査の他、年度の間においても監事の監査を経て理事会に報告しなければならない。

附則

(規程の変更)

1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(規程の施行)

2 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。